

稚内・コルサコフ定期航路利用促進協議会新規輸出入事業者支援助成金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、稚内・コルサコフ定期航路利用促進協議会（以下「協議会」という。）が傭船する貨物船（以下「チャーター貨物船」という。）を利用して、サハリンとの間で新たに輸出入を行う事業者に対し助成金を交付することにより、チャーター貨物船の新規利用促進、取扱品目拡大を図り、稚内港の輸出入活性化に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法人等 法人その他の団体（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(2) 事業者 事業を営む法人等又は事業を営む個人をいう。

(助成対象者等)

第3 助成金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 日本国内に事務所、事業所又は住所を有する事業者であること。

(2) 稚内港からサハリンへ貨物を輸出しようとする事業者又はサハリンから稚内へ貨物を輸入しようとする事業者であること。

(3) 令和3年7月10日から令和4年3月31日までの期間に、チャーター貨物船へ定められた運賃を支払い、貨物を積み込む事業者であること。

(4) 令和元年7月以降において、チャーター貨物船の利用が初めてと認められる事業者であること。

(助成金の交付額)

第4 助成金の交付額は、初回輸出入の準備に要する経費として、輸出入いずれか1回に限り50,000円とする。

(交付の申請)

第5 助成金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式の助成金交付申請書を協議会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6 協議会は、申請書を受理したときは、次に掲げる事項を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、別記第2号様式の助成金交付決定（却下）通知書により当該申請者に通知するものとする。

(1) 当該申請に係る助成金の交付がこの要綱で定めるところに違反していないこと。

(2) 当該申請の目的及び内容が適正であること。

(実績報告兼請求)

第7 交付の決定を受けた者は、助成金の請求をしようとするときは、別記第3号様式の実績報告書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、協議会に提出しなければならない。

- (1) 輸出許可通知書又は輸入許可通知書の写し（税関様式C第5010号若しくは第5020号を用いて又は電子情報処理組織によりこれらに準じてなした申告に限る。）
- (2) 船荷証券、シーウェイビル、荷役料請求書その他稚内港とサハリン間で当該貨物を確実に船積みしたことがわかる書類の写し
(確定及び交付)

第8 協議会は、実績報告書兼請求書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、助成金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、別記第4号様式の助成金確定通知書により当該事業者へ通知するものとする。

2 助成金は、前項の通知の後、速やかに当該事業者へ交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第9 協議会は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の交付の条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第8第1項の確定通知があった後においても適用するものとする。

3 協議会は、前2項の規定により取消しを決定したときは、別記第5号様式の助成金交付決定取消通知書により当該事業者に通知するものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、稚内市補助金等交付規則（平成17年稚内市規則第18号）及び稚内市補助金の交付に関する取扱規程（平成17年稚内市訓令第7号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年7月10日から施行する。